

2018年度診療報酬改定へのご意見を協会へお寄せ下さい

厚労省へ現場の意見を提出しましょう！(パブコメは1/19迄)

1/12 中医協総会「平成30年度診療報酬改定に係るこれまでの議論の整理(現時点の骨子)」「意見提出様式」は、[厚労省ホームページ](#) > 報道・広報 > 国民参加の場 > パブリックコメント(意見公募) > [その他のご意見の募集等](#) > 意見募集 ■ 受付期間：～1月19日(金) 必着

■ 意見提出先：厚生労働省保険局医療課 平成30年度診療報酬改定への意見募集担当宛

■ 応募方法：メール (kaitei@mhlw.go.jp) 郵送 (〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2)

※提出されたご意見は、協会にも送信いただけましたら幸いです(協会 FAX 078-393-1802)。

参考 (歯科骨子の主な内容)

基本診療料に感染対策の施設基準を導入し未届けは減算

基本診療料では、新たに院内感染防止対策の施設基準を新設し、未届出の医療機関に対して基本診療料の減算が示されたほか、歯科外来診療環境体制加算についても見直すことが示された。協会は、昨年12月の中医協総会での提案に即座に対応、12月28日に保団連として厚労省要請行動を行い、基本診療料と外来環加算を大幅に引き上げること、院内感染防止対策未届医療機関に対する減算導入反対を申し入れた。

歯科疾患管理料に医科との情報共有や、口腔機能低下の管理への加算を新設

医学管理料では、歯科疾患管理料は、医科との診療情報の共有を行った場合や老化等で口腔機能低下が著しい場合の継続的管理への加算を新設。歯科特定疾患療養管理料の対象患者の拡大、歯科治療総合医療管理料(I)廃止と歯科治療総合医療管理料(II)の対象患者の見直し、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の見直し、周術期口腔機能管理の対象患者の拡大などが示された。

訪衛指で「単一建物居住者」概念の導入

在宅歯科医療では、歯科訪問診療料及び在宅患者等急性歯科疾患対応加算等の見直し、訪問歯科衛生指導料は「1 複雑なもの」「2 簡単なもの」の区分を廃止し、「単一建物居住者」(患者数に応じた1カ月単位の評価)の導入、在宅療養支援歯科診療所の評価の見直し、栄養サポートチーム連携加算見直しなどが示された。訪問歯科衛生指導料「単一建物居住者」の考え方は、介護報酬の居宅療養管理指導においても厚労省が提案しており、協会は昨年12月の厚労省要請行動で患者人数によって差を設けるべきではないことや月単位の管理は歯科になじまない等と反対の申し入れを行った。

口腔内写真撮影や歯清の算定要件見直し

そのほか、口腔内写真撮影検査と機械的歯面清掃処置の算定要件見直し、有床義歯内面適合法では評価の新設、特定薬剤料等の算定方法の見直しが示された。

【2018年歯科診療報酬改定 歯科会員FAXアンケート】

兵庫県保険医協会では、歯科医療危機の打開のため、患者負担軽減の取り組みとあわせて国会要請をはじめ保団連を通じての厚労省への不合理是正要求含め要請を重ねています。現場の先生方の生の声、ご意見をお寄せ下さい。FAX (078) 393-1802

.....
(※下記の要望したい番号に○マルを付けて下さい。

その他、自由ご意見もお寄せください)

- ① 初診・再診料と基礎的技術料を大幅に引き上げること。新設する「院内感染防止対策」施設基準を届出しない医療機関に初診・再診料を減算するペナルティーを設けないこと
- ② SPTやCeに対する処置は全ての歯科医療機関で給付可能なことから、か強診の診療所とそれ以外の診療所とを差別化するような施設基準は抜本的に見直すこと
- ③ か強診の施設基準に、口腔疾患の重症化予防に関する継続的な管理の実績や地域連携に関する会議等への参加実績を必須要件として追加しないこと
- ④ 医管の施設基準の常勤の歯科衛生士は、常勤でなくても届出可能にすること
- ⑤ 補綴物は口腔機能の維持・向上に資するため、歯科技工士にも適正な報酬が配分できるように、長年にわたって低点数におさえられている補綴関連の診療報酬を大幅に引き上げること
- ⑥ 歯科訪問診療料に加算する在宅患者等歯科疾患急性対応の点数を廃止しないこと
- ⑦ 訪問歯科衛生指導料は1カ月単位で患者を管理する「単一建物診療患者」の点数を導入せず、従来どおり患者単位で算定できるようにすること
- ⑧ 患者情報の「照会」についても、診療情報提供料Iと同点数で評価すること
- ⑨ 歯周基本治療の成功なくしてSPTへの移行もない。歯周基本治療に係る技術料を引き上げ、包括した項目を独立して算定できるようにすること
- ⑩ 紹介状なしで病院に受診した際の定額負担は廃止すること
- ⑪ 明細書は患者の求めがあった場合にのみ発行すればよい取扱いにすること

ご意見：

地区（ ）市・区・町 ご氏名（ ）

ありがとうございました。